令和８年 10 月７日

児童扶養手当の支給額算定誤りについて

本市における児童扶養手当の支給事務において、令和３年３月の制度改正に伴う所得の算定及び障害基礎年金等との併給調整に係る算定に誤りがあり、一部の受給者に対して、本来支給すべき金額と異なる額を支給していたことが判明しました。

対象となる受給者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けし、また、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に向けて、確認・チェック体制の強化等に取り組んでまいります。

記

１．経緯及び概要

令和３年３月の児童扶養手当制度の改正により、障害基礎年金等の受給者に係る児童扶養手当の算定方法が変更され、非課税の公的年金給付等を所得に加算する取り扱いや、障害基礎年金等との併給調整の方法が見直されました。

本市において、この制度改正の内容を事務処理に適切に反映していなかったことから、児童扶養手当の所得算定及び障害基礎年金等との併給調整額の算定に誤りが生じ、一部の受給者について過少支給又は過大支給となっていたものです。

２．対象者及び金額

・過少支給　４人　598,770 円
・過大支給　１人　270,890 円

対象期間：令和３年３月分から令和８年３月分まで

３．今後の対応

対象となる受給者の皆様に対し、市の事務処理の誤りにより本来支給すべき金額と異なる額を支給していた経緯を説明するとともに、個別にお詫びいたします。

過少支給の対象者には、本来支給すべきであった額との差額を速やかに支給します。また、過大支給の対象者には、対象となる金額及び返還方法について丁寧に説明した上で、返還をお願いしてまいります。

４．再発防止策

児童扶養手当制の改正内容及び事務処理方法について職員間の情報共有を徹底するとともに、事務処理手順及びチェック体制を見直し、複数の職員による確認を強化するなど、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。

〔問い合わせ〕
福祉事務所子育て支援課
課長　守屋乃扶子
TEL：0220-58-5562（直通）